

宝塚市告示第99号

騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づく、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域における区域の区分を下記のとおり定め、平成20年4月1日から適用するので、同条第3項の規定により告示する。

その地域及び区域の区分の詳細を表示する図面は、宝塚市環境部環境政策室環境管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

なお、平成15年3月27日付け宝塚市告示第99号は平成20年3月31日限り廃止する。

平成20年3月31日

宝塚市長 阪上善秀

記

指 定 地 域	区域の区分
市 の 全 域	第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域